

令和2年度

釜石市移住・定住促進ポータルサイト制作運用
及びパンフレット制作業務
公募型プロポーザル実施要領

<令和2年4月27日更新>

釜石市総務企画部総合政策課

1 趣旨

釜石市移住・定住促進ポータルサイト制作運用及びパンフレット制作業務委託（以下「制作業務」という。）

の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

2 事業の目的

釜石市への移住希望者に対して、移住に関する一元的な情報発信（市の魅力や暮らし、各種支援制度などの紹介）ができるポータルサイト、及びパンフレットを制作する。

3 事業の概要

(1) 発注者 釜石市

(2) 事業名称 釜石市移住・定住促進ポータルサイト制作運用及びパンフレット制作業務事業

(3) 業務内容 移住希望者に向け、当市の一元的な情報発信ができるポータルサイト及び冊子の制作。企画立案から取材、編集、デザイン、運用等の当該制作に係る一切の業務とする。

詳細は、別紙「釜石市移住・定住促進ポータルサイト制作運用及びパンフレット制作業務委託仕様書」を参照すること。

(4) 予算上限額 1,953,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 履行期限 受注者は、原則として令和3年2月28日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された業務工程表の完了時期迄に完成させるものとする。

4 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和2年4月20日（月）
(2) 質問書の受付期間	令和2年4月20日（月）～4月23日（木）
(3) 質問に対する回答	令和2年4月24日（金）予定
(4) 参加申込書及び企画提案書の提出	令和2年5月27日（水）17時必着
(5) 一次審査結果通知	令和2年5月29日（金）
(6) 二次審査の実施	令和2年6月12日（金）予定
(7) 選考結果の通知	令和2年6月15日（月）以降

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 岩手県内に本店、支店、営業所などの拠点を有すること。
- (2) 市税、国税等を滞納していないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項のいずれの規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 37 号）第 2 条に該当する者ではないこと。

6 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込等を行うこと。

- (1) 参加申込書等の提出（提出期限：5 月 27 日（水）17 時必着）

①提出期限までに以下の書類を持参または郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）により提出先に提出すること。

なお、様式は市ホームページからダウンロードの上、入手すること。

ア「参加申込書」1 部（様式 1）

イ「会社（団体）概要書」1 部（様式 2）

ウ「業務受託実績書」1 部（様式 3）

業務受託実績について 3 件以内を記載し、その実績が確認できる資料（記録誌やその目次など）を 1 部提出すること。（コピー可）

エ「業務実施体制及び業務従事者情報」1 部（様式 4）

契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任技術者等の組織体制図など）及び業務従事者の情報（資格・主な業務実績など）について記載すること。

オ「納税証明書」1 部（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近年度のもの）

市内に営業所を有するものは、（ア）及び（イ）、それ以外は（イ）のみ提出すること。

（ア）釜石市発行の納税証明書（申請時点までに納期が到来する市税を完納の上、提出すること。）

（イ）所管税務署発行の納税証明書「その 3 の 3」（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと）

カ「企画提案書」10 部（様式自由）

キ「業務工程表」10部(様式自由)

ク「参考見積書(制作業務)」10部(様式自由)

ケ「参考見積書(2年目以降の運用保守業務)」10部(様式自由)

コ「参考見積書(サイト公開後から年度内の運用保守業務)」10部(様式自由)

*イとエについては、様式に掲げる項目内容が記載された既成資料での提出を可とする。

②企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③提出された企画提案書等は、返却しないこととする。

④提出された企画提案書等は、釜石市情報公開条例の定めるところにより公開される場合がある。

(2) 質問書(様式5)の受付 ※受付期間:4月20日(月)~23日(水)

①本プロポーザルに関する質問は、趣旨を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。

②質問者には、電子メールにより回答を送付するほか、提出された質問の趣旨及び回答は、市ホームページ上でも公開する。なお、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

7 選定方法

釜石市の関係部局の職員等からなる「釜石市移住・定住促進ポータルサイト制作運用及びパンフレット制作業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査する。

審査委員会での二次審査において、最も高い評価となった提案者を第1受託候補者として選定し、次点となった提案者を第2受託候補者とする。

また、提案者が1者の場合でも審査を実施し、その内容が審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

なお、第2受託候補者については、選定しない場合がある。

審査委員会は、非公開とする。

(1) 企画提案書による一次審査で数件を選定し、その後、プレゼンテーションによる二次審査を行い、受託候補者の選定を行う。(オンラインでも可)

(2) 一次審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。

(3) 二次審査の結果は、二次審査参加者全員に電子メールにより通知する。

(4) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。

8 評価基準

審査委員会に際しては、概ね以下の点を基準により総合的に審査する。

(1) デザイン

- ①釜石らしさが出ているか。
- ②好印象を与え、多くの人にも受入れられるか。
- ③見やすくてわかりやすいか。

(2) 内容

- ①市の魅力や暮らしぶり、各種支援制度など、移住・定住に関するコンテンツがわかりやすい切り口で紹介されているか。
- ②市の魅力を紹介するに当たり適切なテーマ設定か。
- ③紹介する素材、ボリュームは適切か。
- ④「釜石で暮らしてみたい」に繋がるような訴求力のある内容か。

(3) その他

- ①デザインや内容に工夫があるか。
- ②業務履行能力、事業への理解があるか。
- ③類似業務の実績があり、かつ、実施体制が明確であり、業務を遂行する能力があるか。
- ④実施手順、スケジュールが適切に示され、実施可能な工程であるか。
- ⑤提案に対して、見積りが適切であるか。

9 契約

(1) 受託者の決定

市は、第1受託候補者と仕様並びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、第1受託候補者との協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行った上で、受託者を決定することができる。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、市と協議の上、速やかに入札による手続きを進めるものとする。

なお、市は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

10 各書類の提出先・問合せ先

担当 釜石市 総務企画部 総合政策課 定住推進室
住所 〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
電話 0193-27-8413
F A X 0193-22-2686
メール sougou@city.kamaishi.iwate.jp